

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年3月

むかわ町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標	4
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 2
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	1 2
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 3
第 6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	2 3
第 7	その他	2 4

本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条の規定により定められた「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」に即し、同法第6条の規定により策定するものです。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 むかわ町農業の概況

むかわ町は、北海道中央南部にあたる胆振総合振興局管内の最東部に位置し、町を縦断する一級河川「鷓川」に沿って、下流域から中流域では肥沃な土地に水田を主体とする農用地が開け、上流域では三方を日高山系外縁部に囲まれ起伏が極めて険しく川に沿って狭隘な農用地を余儀なくされている。

農業は、基幹作目の水稻を中心として展開してきたが、さわやかな気候、長い日照時間を生かして、下流域ではそ菜や花きの栽培、中・上流域では昼夜の気温差を生かしたメロンや長いもをはじめ、肉牛や軽種馬などの畜産も盛んであり、これらを補完作目とする複合経営が主流となっている。

近年は、耕種を中心とする土地利用型経営と施設園芸等の集約型経営への分化の傾向も見られ、今後はこれらを円滑に経営内に定着させるため、農用地や労働力の活用について役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 むかわ町農業の現状と課題

(1) むかわ町の農業構造

本町の1戸当たりの経営耕地面積は、2020年の農業センサス（以下「センサス」という。）によると17.3haで、本道平均の30.6haに比較すると2分の1程度である。

また、販売農家(308戸)のうち、主業農家(197戸)の占める割合は63%で5年前と比べて2%程度増加している。

農家戸数は年々減少しており、センサスでは359戸と、5年前に比べ約17%減少し、後継者のいない農家の割合も増加傾向にある。

一方、他業種からの新規就農希望の問い合わせが多くあり、町内において就農を目指し研修を積む者も毎年数名おり、今後の担い手確保に期待がかかる面もある。

本基本構想の水準到達者については、殆どが法第12条の農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受けており令和2年度末における認定数は280経営体で、農業経営基盤強化促進法第14条の青年等就農計画の認定数（認定新規農業者）は4経営体となっている。

農地法（昭和27年法律第229号）及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地流動化についてまだ、硬直化は見られないが、土地利用型経営は、国の経営所得安定対策実施等で生産コストの高騰などの影響もあり将来不安を抱えながらも認定農業者を中心とした利用権設定が維持されている。

当町の担い手への農地の利用集積率は令和2年度末現在で、85.3%となっている。

(2) むかわ町農業の課題と展開方向

農業を取り巻く環境は、食生活の多様化や国際化の進展、農業従事者の高齢化等による労働力不足に加え、リタイアの進行や集約型経営への転換に伴う農地の流動化の促進などさらに、中山間地域である穂別地区の北部においては、一部の地域で農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農地の遊休化に至ることの懸念、価格の低迷、燃料や飼料などの生産資材価格の上昇、基盤整備や機械化による農家負担の長期化、異常気象や各種災害への対応など、本町農業は、依然として厳しい状況に置かれている。

このような、めまぐるしい農業情勢の変化や課題に対処するため、立地条件や地域特性を最大限に生かし、「むかわ町農業・農村振興計画」のもと、農業者と農業関係機関・団体が一体となって、力強く地域農業のシステム化に取り組むこととする。

3 ~~4~~ 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

むかわ町は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展

の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町村における優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたりおおむね440万円）、年間労働時間（主たる従事者一人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

この目標を達成するため、将来のむかわ町農業を担う意欲的な農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区等が十分な連携の下で濃密な指導を行うため、むかわ町農業振興対策協議会及び、むかわ町鶴川地域農業再生協議会並びにむかわ町穂別地域農業再生協議会（以下「町農業再生協議会」という。）が主体となり、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進するとともに、望ましい経営をめざす農業者やその集団、及びこれらの周辺農家に対しての経営診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう努める。

(2) 土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の収集に努め利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業及び北海道農業公社が行う農地中間管理事業等を推進し、計画的な利用権設定等を促進する。

また、これらの農地の流動化に関しては、鶴川地区では13地区（農用地利用改善団体）及び穂別地区では9地区における土地利用調整活動において、農用地が集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である地区で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地区の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の再構築を図る。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など、各種支援施策の導入・活用を促進する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

(3) 集約的な経営を志向する農業者に対しては、農業改良普及センターの指導の下に、経営規模、労働力調整等に留意しつつ策定された経営類型に基づき、重点振興作物を主体とした産地化を進めながら高収益化を図る。

(4) 生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重

要な位置づけをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である穂別地域自治区の一部においては、農地の一体的管理を行う主体として当面地区を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人または特定農業団体の設立を図る。

令和2年度末において、町内の認定農業者の農業法人は30経営体であるが令和12年度における農業法人数の目標を40経営体とする。

- (5) 地域営農の展開にあたっては、人・農地プランとの定期的な見直しを推進し農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図り、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしながら、地域資源の維持管理、農村地域社会の維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、この制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者への集積をはじめとして、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって関係機関団体にも協力を求めながら、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の農業構造を変革していくための経営構造対策事業や諸土地改良事業の実施にあたっては、当該地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- (6) 農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人人材など多様な人材の確保に向けた取組を推進するとともに障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」についての取組の検討を進める。

また、ロボット技術やICT等の活用など、構造的な問題の解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した取組を積極的に行う。

- (7) 農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の生産技術等の向上、女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化、さらに農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

4 農業経営基盤の強化を促進する推進体制及び任務

町は、町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の過去5年間の新規就農者は2人から10人となっており、年平均で5.6人であ

る。本町の農業生産の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間6人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得・260万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組む必要がある。その中で新たに農業経営を営もうとする青年については、就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、町担い手育成センターを中心に、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合、町新規就農等受入協議会等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
1 水稲 専業	《作付面積等》 水稲 11.0ha	《機械施設装備》 ・トラクター(70ps) 1台 ・自脱型コンバイン(5条) 1台 ・田植機(乗用8条) 1台 ・育苗ハウス 4棟 ・農用トラック(2t) 1台 ・農具庫 1棟 〈その他〉 ・土壌分析・診断を活用した 土壌改良 ・稲ワラ堆肥のほ場還元による 地力増進 ・防除作業委託(無人ヘリコプター等) による省力化	・複式簿記記帳によ り、経営と家計と の分離を図る ・青色申告の実施	《労働力》 ・家族 2人 1,280時間 《農業所得》 4,580千円
2 水稲 畑作 複合	《作付面積等》 ・水稲 10.0ha ・てん菜 4.0ha ・小豆 3.0ha ・大豆 3.0ha <hr/> 経営面積 20.0ha	《機械施設装備》 ・トラクター(70ps) 1台 ・田植機(乗用) 1台 ・育苗ハウス 2棟 ・自脱型コンバイン 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・農具庫 1棟 ・畑作用業機械 一式 共同 〈その他〉 ・畑作機械の共同利用による コスト低減 ・土壌分析・診断を活用した 土壌改良 ・防除作業委託(無人ヘリコプター等) による省力化	・複式簿記記帳によ り、経営と家計と の分離を図る ・青色申告の実施 ・各作物の損益と原 価の把握分析	《労働力》 ・家族 2人 1,950時間 《農業所得》 8,950千円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
3 水稲 野菜 複合 ①	《作付面積等》 水稲 4.0ha トマト 0.6ha 野菜 レタス 0.6ha 南瓜 2.8ha 馬鈴しょ 2.0ha <hr/> 経営面積 10.0ha	《機械施設装備》 ・トラクター（70ps） 1台 ・田植機 1台 ・自脱型コンバイン（4条） 1台 ・その他作業機 一式 ・軽トラック（4WD） 1台 ・育苗ハウス 2棟 ・ハウス 18棟 〈その他〉 ・共同選別等による品質の維持向上、作業の省力化 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・防除作業委託（無人ヘリコプター等）による省力化	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・各作物の損益と原価の把握分析	《労働力》 ・家族 3人 5,415時間 ・雇用 1,970時間 《農業所得》 9,390千円
4 水稲 野菜 複合 ②	《作付面積等》 ・水稲 5.0ha ・メロン 0.6ha 野菜 ・南瓜 3.0ha ・長いも 1.4ha <hr/> 経営面積 10.0ha	《主要機械施設装備》 ・トラクター（30ps） 1台 （70ps） 共同 ・マニアス ^{レック} 共同 ・ロータリーハロー 1台 ・カルチベーター 共同 ・動力噴霧機 1台 ・田植機 1台 ・コンバイン 1台 ・トレンチャー 1台 ・育苗ハウス 2棟 ・倉庫（H型鉄骨） 1棟 ・ハウス 18棟 ・乾燥機 一式 ・農業用トラック 1台 〈その他〉 ・共同選別等による品質の維持向上、作業の省力化 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・防除作業委託（無人ヘリコプター等）による省力化	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・各作物の損益と原価の把握分析 ・農作業の共同化による作業時間の短縮	《労働力》 ・家族 3人 4,430時間 ・雇用 400時間 《農業所得》 6,370千円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
5 水稲 花き 複合	《作付面積等》 ・水稲 7.5ha ・アルストメリア 0.3ha ・スターチス 0.3ha ―― 経営面積 8.4ha	《機械施設装備》 ・トラクター(30ps) 1台 ・トラクター(70ps) 共同 ・田植機 1台 ・自脱型コンバイン(4条) 1台 ・その他作業機 一式 ・農用トラック(2t) 1台 ・軽トラック(4WD) 1台 ・育苗ハウス 2棟 ・花きハウス 18棟 〈その他〉 ・苗の購入による育苗作業の省力化 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・防除作業委託(無人ヘリコプター等)による省力化	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・各作物の損益と原価の把握分析	《労働力》 ・家族 3人 6,000時間 ・雇用 6,000時間 《農業所得》 5,470千円
6 水稲 肉牛 複合	《作付面積等》 水稲 9.0ha 牧草 8.0ha 採草放牧地 6.0ha ―― 経営面積 23.0ha 《飼養頭数》 繁殖牛 20頭	《機械施設装備》 ・トラクター(60ps) 共同 ・トラクター(70ps) 共同 ・田植機 1台 ・自脱型コンバイン 共同 ・牧草作業機械 一式 共同 ・育苗ハウス 2棟 ・牛舎等 6棟 ・農用トラック(2t) 1台 ・堆肥盤 1基 〈その他〉 ・堆厩肥のほ場還元による地力の増進 ・防除作業委託(無人ヘリコプター等)による省力化	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・水稲、肉牛の損益と原価の把握分析	《労働力》 ・家族 2人 2,750時間 ・雇用 192時間 《農業所得》 12,280千円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
7 酪農 専業	《作付面積等》 ・牧草 23.2ha ・サイレージ用 トウモロコシ 5.8ha ・放牧地 1.4ha ----- 経営面積 30.4ha 《飼養頭数》 ・経産牛 40頭 ・育成牛 25頭 ----- 常時飼養頭数 65頭	《機械施設装備》 ・トラクター(60ps) 1台 ・トラクター(90ps) 共同 ・牧草等作業機械 一式 共同 ・農用トラック(4t) 1台 ・堆肥盤 1基 ・牛舎 1棟 ・バンカーサイロ 1棟 ・乾草舎 1棟 ・バークリーナー 一式 ・バルククーラー 一式 ・パイプラインミルクカー 一式 <その他> スタンション パイプライン牛舎	・複式簿記記帳によ り、経営と家計と の分離を図る ・青色申告の実施 ・乳検データの活用 ・酪農部門の損益と 原価の把握分析	《労働力》 ・家族 2人 3,235時間 ・雇用 200時間 《農業所得》 17,970千円
8 肉牛 専業	《作付面積等》 牧草 19.5ha 採草放牧地 15.6ha ----- 経営面積 35.1ha 《飼養頭数》 繁殖牛 50頭	《機械施設装備》 ・トラクター(60ps) 1台 ・トラクター(70ps) 1台 ・牧草作業機械 一式 共同 ・牛舎等 6棟 ・農用トラック(2t) 1台 ・堆肥盤 1基 <その他> ・堆厩肥のほ場還元による地力 の増進	・複式簿記記帳によ り、経営と家計と の分離を図る ・青色申告の実施 ・肉牛の損益と原価 の把握分析	《労働力》 ・家族 2人 2,880時間 ・雇用 192時間 《農業所得》 24,000千円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
9 軽種馬 専業	《作付面積等》 牧草 6.3ha 採草放牧地 15.8ha 経営面積 22.1ha 《飼養頭数》 繁殖牝馬・サラ 3頭 預託馬 13頭	《機械施設装備》 ・トラクター 1台 ・牧草作業機械 一式 ・厩舎 1棟 ・農具庫 1棟 ・農用トラック（2t） 1台 ・堆肥盤 1基 〈その他〉 ・堆厩肥のほ場還元による地力の増進	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・軽種馬の損益と原価の把握分析	《労働力》 ・家族 2人 3,060時間 ・雇用 4,200時間 《農業所得》 5,050千円
10 施設 野菜 専業	《作付面積等》 ・トマト 0.5ha ・レタス 0.5ha ・ニラ 0.03ha 経営面積 2.0ha	《主要機械施設装備》 ・トラクター（30ps） 1台 ・マニアス ^{レタス} レタス ^ダ 共同 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・ハウス 16棟 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	《労働力》 ・家族 3人 4,720時間 ・雇用 530時間 《農業所得》 5,300千円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
11 水稲 畑作 野菜 複合	《作付面積等》 ・水稲 6.0ha ・秋小麦 3.0ha ・ブロッコリー 9.0ha <hr/> 経営面積 18.0ha	《主要機械施設装備》 ・トラクター（30ps） 1台 （70ps） 共同 ・マニアスプレッダ ・動力噴霧機 共同 ・乗用移植機 1台 ・コンバイン 1台 ・倉庫（H型鉄骨） 1棟 ・乾燥機 一式 〈その他〉 ・土壌分析・診断を活用した 土壌改良 ・防除作業委託（無人ヘリコプター等） による省力化	・複式簿記記帳によ り、経営と家計と の分離を図る ・青色申告の実施	《労働力》 ・家族 3人 3,250時間 ・雇用 1,900時間 《農業所得》 5,810千円
12 畑作 野菜 複合	《作付面積等》 ・小麦 4.0ha ・甜菜 5.0ha ・大豆 4.0ha ・南瓜 5.0ha <hr/> 経営面積 18.0ha	《主要機械施設装備》 ・トラクター（30ps） 1台 （70ps） 共同 ・畑作用作業機械 一式 共同 ・倉庫（H型鉄骨） 1棟 ・育苗ハウス 1棟 〈その他〉 ・畑作機械の共同利用による コスト低減 ・土壌分析・診断を活用した 土壌改良	・複式簿記記帳によ り、経営と家計と の分離を図る ・青色申告の実施	《労働力》 ・家族 2人 2,530時間 《農業所得》 9,320千円

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
13 水稲 畑作 複合	《作付面積等》 ・水稲 21.0ha ・小麦 10.0ha ・てん菜 10.0ha ・大豆 10.0ha ・小豆 9.0ha 経営面積 60.0ha (うち借地 22ha) 《構成員戸数》 2戸	《機械施設装備》 ・トラクター (80ps) 2台 ・トラクター (50ps) 3台 ・水稲移植機 (乗用6条) 1台 ・普通型コンバイン 1台 ・畑作用収穫機械 一式 ・畑作用作業機 一式 ・トラック (2t) 5台 ・農具庫等 1棟 ・育苗ハウス 26棟 〈その他〉 ・作付地の団地化による作業の 効率化と輪作体系の確立 ・土壌分析・診断を活用した 土壌改良 ・防除作業委託(無人ヘリコプター等) による省力化	・青色申告の実施 ・各作物の損益と原 価の把握分析 ・複式簿記、経営 計画、作業計画、 財務、労務、ほ場 管理、市場情報等 の分析 ・労務管理の充実 ・作業記録簿の整理	《労働力》 ・構成員家族 3人 4,470時間 ・雇用 340時間 《農業所得》 26,760千円

注) 1 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「目標年間労働時間 2,000 時間」で、1経営体あたりの「目標年間農業所得 440万円以上」を達成できる経営体を、町内の優良事例等を参考に例示した。

2 営農類型のうち、畜産・酪農についての3つの類型は、「むかわ町酪農・肉用牛生産近代化計画」と整合をとり例示した。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜	〈作付面積等〉 ・ トマト 0.33ha ・ レタス 0.33ha 〈経営面積〉 ・ 1ha	〈主要機械施設装備〉 ・ トラクター(30ps) 1台 ・ マナスプロレック 共同 ・ 動力噴霧器 1台 ・ 軽トラック 1台 ・ ハウス 10棟 〈その他〉 ・ 土壌分析・診断を活用した土壌改良	・ 複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る。 ・ 青色申告の実施	《労働力》 ・ 家族 2名 2, 990時間 《農業所得》 2, 705千円

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度であるとともに、経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。
 また、農用地の利用の集積に当たり、「人・農地プラン」の作成と、定期的な見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえ、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
本町農用地面積の概ね90%

- 2 農用地の利用関係の改善に関する事項
 - (1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状
 第1の2に記載のとおりである。

- (2) それらを踏まえた今後の農地利用等の見直し
 - ① 農家戸数が年々減少する反面、農地の利用権設定が適確に進められており現在は耕作放棄地が存在していない。今後も離農等により発生する農地を、人・農地プランの作成や定期的な見直しなどを通じ、地域を中心とした話し合いの中で流動化を進め、遊休化防止が図られる見通しである。

- ② 適正な輪作体系がほぼ確立されており、今後も地域気候に即した適地適作を進めることにより農地が有効に利用される見通しである。

- (3) 将来の農地利用のビジョン

- ① 町における基本構想の水準到達者については殆どが法第12条の農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受けておりほぼ完了されているが、まだ認定申請にいたら

- ない者については関係機関・団体と連携し、速やかに認定農業者への誘導を図る。
- ② 北海道農業担い手育成センターの紹介等を受けながら、新規就農者への育成を進め、農業者の確保に努める。
 - ③ 経営規模拡大等を進める者については法人化への移行を推進する。
- (4) これを実現するための具体的な取組の内容
- ① 町農業再生協議会を主体とし認定農業者制度の普及活動、各種研修会への参加推奨
 - ② 町地域担い手育成センターを主体とし新規就農・後継者育成へ向けた研修システムの充実を図る。
- (5) 関係機関及び関係団体との連携等
- 町農業振興対策協議会、町農業再生協議会並びに町地域担い手育成センターを主体とし、関係機関及び関係団体が連携を図り、上記農地利用のビジョン及び具体的な取組を円滑にかつ効率的に進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
 - ② 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - ③ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
 - ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 以下、各事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(7)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(7)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えることとなること。
 - (7) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(7)から(イ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(7)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(7)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受け、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によって、利用権の設定を受けるときは、①の限りでない。

④ 利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格化法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下政令という。）第5条で定めている者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げるものに限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する~~の~~損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利

用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）~~等~~から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申し出又は農用地の所有者から利用権の設定についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、町農業委員会の決定を要しない。
- ② 町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、

農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、(1)の④に定めるものがこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定めるものである場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定~~又は移転~~を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）相手方及びその方法
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力についての事項
- ⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

- ① 町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。
- ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えない

ものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続きの特例

ア 町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」という。)があるときは、町農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの(以下「不確知共有者」という。)の探索を要請し、町農業委員会は、不確知共有者の探索を行う。

イ 町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であってしれているもののすべての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が意義を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を町の掲示板への掲示、町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を町農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいず

- れもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちその該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示、町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。
- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ② 町農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用権賃借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取り消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

- (15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方
農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効率的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望するものに対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するように促すものとする。

- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

- (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる地縁的なまとまりのある地域（原則として鶴川地区13地区、穂別地区9地区）とするものとする。ただし、特殊な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

- (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定

農業者等の担い手の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示、町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下「政令」という。)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の

委託に関する事項

- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7)農用地利用規程の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の県境及び招待の見直し等から見て効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると実と認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用嫌悪設定に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項
- ③ 町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を町の掲示板への掲示、町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該広告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、町に意見書を提出することができる。
- ④ 町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5)の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき①の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申し出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受けり者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農協経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の場合の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考慮し算出する。

- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年1月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な事項を報告することとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。
ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、町地域担い手育成センターの事業及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

道農業担い手育成センター等が主催する就農相談会への参加やインターネットを活用した相談の実施、独自イベントの開催等により、就農希望者を募り、町新規就農等受入協議会などと連携しながら、短期・長期の農業体験を実施し、営農技術等を習得できる受入環境を整え、新規就農等の支援を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう農業協同組合、教育機関や教育委員会などと連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町地域担い手育成センターが主体となって、町新規就農等受入協議会、指導農業者、生産組合等と連携・協力して「研修農場」を設置し、より実践的な営農技術等の研修を実施する。

また、長期農業体験者を対象に、今後の新規就農等に進む一助とするため、個別

相談を開催し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、定期的な巡回を行い、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、新規就農希望者や農業後継者等の対象（就農研修生の登録）とした、町地域担い手育成センターの農業講習会への参加を促し、営農技術や農業経営の向上を図るとともに、就農研修生の交流の機会を設ける。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については町地域担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については町新規就農等受入協議会等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業改良普及センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町は、土地基盤整備の促進を通じて、水田の汎用性を高め、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、町地域農業振興計画に基づき、農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合及び地域の代表者並びに学識経験者をもって構成するむかわ町農業振興対策協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実践に資することとなるよう、町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、

普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- 2 町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成14年8月26日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成29年1月 6日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和4年 月 日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1)⑥関係)

- 1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
 - (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)
 - (2) 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - (3) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る。)
 - (4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設のように供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

 - (7) 農用地(開発して農用地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)
 - ・・・第5の1の(1)のアの(7)(法第18条第3項第2号イ)に掲げる事項
 - (イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - (ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること。
- 2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
 - (1) 耕作者又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格化法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
 - (2) 農用地適格化法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格化法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。)
 - (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定を受ける場合に限る。)
 - (4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合(対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定を受ける場合に限る。)

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

 - (7) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - (イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土

地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

3 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(2) 農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(ア) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む）

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

<p>① 存続期間(又は残存期間)</p> <p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>
<p>② 借賃の算定基準</p> <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
<p>③ 借賃の支払方法</p> <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>
<p>④ 有益費の償還</p> <p>1 農用地利用集積計画においては、利用設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間) Iの①に同じ。
② 借賃の算定基準 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。
③ 借賃の支払方法 Iの③に同じ。
④ 有益費の償還 Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間 Iの①に同じ。
② 損益の算定基準 1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 損益の決済方法 Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。
④ 有益費の償還 Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
② 対価の支払方法 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権の移転の時期 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。